

令和 7 年度

岩手県食品衛生監視指導計画

岩手県環境生活部

目次

第 1	はじめに	1
第 2	計画の期間及び対象区域	1
第 3	実施体制等	1
1	監視指導の実施体制及び食品等の検査	
2	国及び他の都道府県等との連携	
3	試験検査実施機関の信頼性の確保等	
第 4	重点的に取り組む事項	2
1	食中毒予防対策	
2	H A C C P に沿った自主衛生管理の促進	
3	適正な食品表示の徹底	
4	流通食品等の検査	
5	食の安全安心に関する情報提供	
第 5	監視指導	4
1	立入検査の実施	
2	収去検査の実施	
3	一斉取締り等の実施	
4	違反を発見した場合の対応	
第 6	食中毒等健康危害発生時の対応	5
第 7	食品等事業者自らが実施する衛生管理の推進	5
1	食品衛生管理者等の設置	
2	食品等事業者の責務に係る指導	
3	食品安全サポーターの委嘱	
4	模範となる施設等の表彰	
5	食品等事業者が講ずべき公衆衛生上の措置の普及啓発	
第 8	県民との情報及び意見の交換等	7
1	結果の公表	
2	食品等による健康被害発生防止のための情報及び意見の交換（リスクコミュニケーション）	
第 9	人材の養成及び資質の向上	7
1	監視指導を行う職員の資質の向上	
2	食品衛生責任者等の養成及び資質の向上	
別表		8

令和 7 年度岩手県食品衛生監視指導計画

第 1 はじめに

本計画は、地域の実情を踏まえて、食品等事業者¹の監視指導、県内流通食品の検査等を効果的かつ効率的に実施するため、「食品衛生法²」（昭和 22 年法律第 233 号。以下「食衛法」という。）第 24 条第 1 項に基づき策定するものである。

また、本計画は、「岩手県食の安全安心推進条例³」（平成 22 年岩手県条例第 37 号）に基づき策定する「岩手県食の安全安心推進計画⁴」（以下「推進計画」という。）の施策体系に掲げる食品衛生分野に関する施策を具体的に推進するための計画としても位置付けられているものである。

第 2 計画の期間及び対象区域

計画期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

対象区域は、岩手県全域とする。ただし、法令に基づき盛岡市が実施する事項を除く。

第 3 実施体制等

1 監視指導の実施体制及び食品等の検査

- ・ 食衛法に基づく食品関係施設の監視指導は、県内 9 ヲ所の保健所が実施する。
- ・ 食品等の検査及び食中毒等の調査に係る試験検査業務は、環境保健研究センターが実施する。なお、食肉に係る残留動物用医薬品検査の一部は、食肉衛生検査所が実施する。
- ・ 「と畜場法⁵」（昭和 28 年法律第 114 号）及び「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律⁶」（平成 2 年法律第 70 号。以下「食鳥検査法」という。）に基づく監視指導は、食肉衛生検査所が実施する。
- ・ と畜検査は、食肉衛生検査所が実施し、食鳥検査は、全ての食鳥処理場（食鳥検査法第 16 条第 1 項の認定を受けた食鳥処理場を除く。）において指定検査機関⁷である（一社）岩手県獣医師会が実施する。

¹ 食品等事業者：食品等の採取、輸入、製造、加工、調理、販売等を行う事業者や、学校、病院等で多数の者に給食を提供する者をいう。

² 食品衛生法：飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、国民の健康の保護を図ることを目的とした法律。

³ 岩手県食の安全安心推進条例：食品等の安全性及び県民の食品等に対する信頼の確保に関して理念を定めた条例。

⁴ 岩手県食の安全安心推進計画：「岩手県食の安全安心推進条例」の基本理念や責務を踏まえ、食品関連事業者、県民及び県の三者が、それぞれの役割を果たしつつ相互に連携、協力しながら、食の安全安心の確保を目指す計画。

⁵ と畜場法：と畜場の経営及び食用に供するために行う獣畜の適正な処理の確保のために公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講じ、国民の健康の保護を図ることを目的とした法律。なお、「と畜場」とは、食用に供する目的で獣畜（牛、馬、豚、めん羊及び山羊）をとさつし、又は解体するために設置された施設である。また、「と畜検査」とは、食肉衛生検査所の職員であると畜検査員（獣医師）が、とさつ又は解体される獣畜について、疾病又は異常を排除するために行う検査である。

⁶ 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律：食鳥処理の事業を許可制とするなどの必要な規制を行うとともに、食鳥検査の制度を設けることにより、食鳥肉等に起因する衛生上の危害の発生を防止し、国民の健康の保護を図ることを目的とした法律。なお、「食鳥処理場」とは、食用に供する目的で事業として食鳥（鶏、あひる、七面鳥等）をとさつし、又はその内臓の摘出等を行うために設置された施設であり、「食鳥検査」とは、食肉衛生検査所及び指定検査機関の職員である食鳥検査員（獣医師）が、とさつ又は内臓が摘出される食鳥について、疾病又は異常を排除するために行う検査である。

⁷ 指定検査機関：食鳥検査を行おうとする一般社団法人等からの申請を受け、都道府県知事等が指定する者。

- ・ 食品衛生監視員⁸にあつては、小規模営業者等がHACCPに沿った衛生管理に円滑に取り組むことができるようきめ細かい指導を行う。と畜検査員にあつては、と畜場の設置者又は管理者及びと畜業者等がHACCPに沿った衛生管理に円滑に取り組むことができるよう、と畜場の設置者又は管理者及びと畜業者等が行う公衆衛生上必要な措置について検査又は試験を行う。食鳥検査員にあつては、食鳥処理業者がHACCPに沿った衛生管理に円滑に取り組むことができるよう食鳥処理業者が行う公衆衛生上必要な措置について検査又は試験を行う。
- ・ 食品表示の監視指導に当たっては、食品表示法⁹（平成25年法律第70号）等を所管する関係行政機関と連携し対応する。

2 国及び他の都道府県等との連携

- ・ 広域流通食品及び輸入食品に係る違反や広域的な食中毒対応については、必要に応じ国、他の都道府県等、消費者行政部局等その他関係機関と連携し、適切に対応する。また、警察とは、特に悪質な違反事例において連携して対応する。
- ・ 盛岡市、近隣道県等において定期的開催される食品衛生関係主管課長会議、担当者会議等に参加し、情報共有及び連携確保に努める。
- ・ 農林水産部が進める水産物の漁獲から流通・加工までの一貫した衛生品質管理の取組に対し、関連施設の監視指導等を通じて、積極的な支援を行う。
- ・ 生産段階における農薬、動物用医薬品等に関する規制への違反疑い、農産物等の放射性物質の基準値超過事例及び家畜伝染病対策に係る対応については、農林水産部と連携し、適切に対応する。

3 試験検査実施機関の信頼性の確保等

- ・ 食衛法等に基づく検査を実施する環境保健研究センター及び食肉衛生検査所は、定期的に内部点検を実施するとともに、必要な外部精度管理調査を受検する。
- ・ 必要な検査機器の整備、関係職員の研修派遣等により、必要な検査技術の維持向上を図る。

第4 重点的に取り組む事項

1 食中毒予防対策

- ・ 食中毒予防の観点から、大規模調理施設のほか、大規模調理施設に該当しないものであっても、病者、高齢者、児童等が主に利用する施設である病院、社会福祉施設、学校給食施設等に関しては、重点を置いて監視指導を実施する。
- ・ 全国的に例年患者数の多いノロウイルス食中毒について、感染症発生動向を踏まえ関係機関と連携して対応することとし、各保健所において食品等事業者を対象にした講習会の開催を通じて発生予防に努める。
- ・ 本県で例年発生が見られるカンピロバクター食中毒について、多くは生又は加熱不十分である食肉の喫食に起因していることから、焼肉店等の飲食店営業施設、食肉処理施設、集団給食施設等を対象に監視指導を実施する。
- ・ 近年県内で最も発生件数の多いアニサキスによる食中毒について、家庭内での発生

⁸ 食品衛生監視員：食品衛生法第30条に基づき厚生労働大臣又は都道府県知事等により任命される公務員であり、保健所等に勤務し、食品関係営業施設の許可や監視指導、収去、営業者や住民に対する衛生指導等の業務を行う。

⁹ 食品表示法：食品に関する表示の適正を確保し、一般消費者の利益の増進を図ること等を目的とした法律。食品衛生法、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）、健康増進法の三法について一括統合整理されたもの。

も多くみられることから、食品等事業者だけではなく消費者に対しても予防策の情報提供と注意喚起を行う。

- ・ 全国的に毒キノコや有毒植物の誤食による食中毒が例年発生していることから、講習会等を通じて食品等事業者への周知を図るとともに、県民に対しSNS等の広報媒体や出前講座等を活用した適時な注意喚起情報の発信を行う。
- ・ 持ち帰り（テイクアウト）や宅配（出前、デリバリー）等を行う飲食店等の監視指導を実施する。
- ・ 食品衛生法施行条例の一部改正に伴う「ふぐ処理者の認定制度」について、既存ふぐ処理者やふぐ取扱い施設等に対する周知を徹底する。
- ・ 腸管出血性大腸菌等による広域的・散発的な集団発生の探知及び対応に係る関係機関等と連携し、健康危害発生時に適切に対応する。

2 HACCPに沿った自主衛生管理の促進

- ・ 監視指導に当たっては、一般的な衛生管理の遵守を徹底するとともに、HACCPに沿った衛生管理の実施状況を確認し、その結果を踏まえて必要な指導や助言を行う。
- ・ （一社）岩手県食品衛生協会及び食品衛生推進員（食品安全サポーター¹⁰）との協働により、食品等事業者自らが実施する衛生管理の現場指導と助言を行う。
- ・ 届出対象事業者等へのHACCPに沿った衛生管理の支援を実施する。
- ・ 大規模イベントを見据え、自主衛生管理の促進に向けた指導や助言を行う。

3 適正な食品表示の徹底

- ・ 食品等の製造、販売等を行う食品等事業者に対し、機能性表示食品に係る届出情報の表示方法の見直し等の食品表示基準の改正を踏まえた適正な表示をするよう指導するとともに、表示に関する講習会等を開催し、平成27年4月1日に施行された食品表示法に基づく基準による表示の履行を支援する。
- ・ 新たに特定原材料に追加されたアレルギー物質を含む食品表示や、遺伝子組換え食品の任意表示制度、食品の添加物等の不使用表示に係るガイドライン等表示制度に関する適正表示を徹底するため、製造者及び加工者に対し、使用原材料の点検及び加工工程の確認を行うよう指導する。

4 流通食品等の検査

- ・ 過去の収去検査¹¹における基準値超過事例や指定外添加物の使用事例等を踏まえ、食品等ごとの流通量の季節性変化、最新のモニタリング検査結果及び輸入食品の流通状況等を考慮しつつ、県内に流通する食品の残留農薬、放射性物質等について検査を継続する。

5 食の安全安心に関する情報提供

- ・ 食品の安全性に対する不安の低減のため、県民、食品等事業者及び行政が参加するリスクコミュニケーション¹²を実施する。

¹⁰ 食品安全サポーター：県では、食品衛生法第61条第2項の食品衛生推進員を「食品安全サポーター」と呼んでおり、食品等事業者等で食品衛生の向上に熱意と識見を有する者のうちから、知事が100人程度を委嘱している。食品安全サポーターは、食品等事業者の自主衛生管理が向上するよう、保健所長の指示により、HACCP方式の考え方に基づく衛生管理導入の現場指導、食品表示等についての助言や相談等の業務を行う。

¹¹ 収去検査：食品の安全性を確認するため、食品衛生法に基づき食品衛生監視員が関係施設に立ち入り、必要最小量の食品や添加物等は無償で持ち帰り検査することをいう。なお、国が輸入時に行う収去検査を「モニタリング検査」ということがある。

¹² リスクコミュニケーション：食品の安全性に関する情報の提供や消費者、生産者、事業者等の意見表明の場の設定等により、食品の安全性に関する正確な情報を関係者が共有しつつ、相互に意思疎通を図ることをいう。

- ・ 保健所職員等を講師とした出前講座の実施等により、食の安全に関する情報を積極的に発信する。
- ・ 上記以外においても、食品衛生行政についての情報提供を図るため、県ホームページやSNS、リーフレット等の広報媒体等を通じて情報公開を進める。

第5 監視指導

1 立入検査の実施

- ・ 監視指導は、別表1の第1欄に掲げる食品群の区分ごとに、食品供給行程（フードチェーン¹³）の各段階の区分に応じて同表の第2欄から第4欄までに掲げる事項に重点を置いて監視指導を実施する。このうち、同表第2欄の採取、とさつ及び解体、食鳥処理等（採取等の後の保管も含む。）の行程に係る事項については、全ての事項について、必要に応じ、農林水産部と連携して監視指導を実施する。
- ・ 監視指導は、別表2の「監視指導に当たって重視すべき事項」を踏まえて実施する。
- ・ 特に、近年続けて基準超過事案が発生しているアイスクリーム類製造業については、使用器具類の洗浄・消毒・補修等について重点的に監視指導を行う。
- ・ 立入検査回数は、過去の食中毒の発生頻度や製造・加工される食品の流通の広域性を考慮し作成した別表3に基づき、営業の特性、各地域の実情等を踏まえて実施する。
- ・ 6次産業化¹⁴を目指す農林漁業者に対し、食品の衛生的な取扱いや適正な食品表示等、食品の安全安心の確保の面から指導・助言等の必要な支援を行う。
- ・ 食品表示110番¹⁵及び食品表示ウォッチャー¹⁶からの情報等を踏まえ、食品表示専門員¹⁷と情報共有し、必要に応じて助言を受け、食品の適正表示を指導する。

2 収去検査の実施

- ・ 収去検査は、県内で生産、製造・加工等される食品、輸入食品、広域流通食品等について、過去の立入検査結果、営業者の自主検査結果等を踏まえ、違反の可能性が比較的高いと考えられる食品及び項目について計画的に実施する。
- ・ 県内の食品製造業者において指定外添加物の使用が認められた事案を踏まえ、県内で製造されるゆで卵を対象とした収去検査を計画的に実施する。
- ・ 年間収去検査予定数は、別表4のとおりとする。

3 一斉取締り等の実施

- ・ 一斉取締りは、食中毒が多発する夏期及び食品流通量が増加する年末に、厚生労働省及び消費者庁が示す方針を踏まえて実施する。
- ・ 各事業の実施時期等は、別表5のとおりとする。
- ・ 特定の違反事例が頻発するなど食品衛生に係る問題が発生し、かつ、同一の事項を

¹³ 食品供給行程（フードチェーン）：生産段階、製造・加工段階、流通段階、小売段階などに分けられる食品の生産から販売に至る一連の行程。

¹⁴ 6次産業化：農林漁業者が生産（第1次産業）だけでなく、加工・製造（第2次産業）や流通・販売（第3次産業）にも主体的・総合的に関わり合うことで高付加価値化を図っていこうという考え方。経営の幅が広がり収益力の向上、後継者・地域の若者の雇用の創出や、地域の活性化が図られることが期待される。

¹⁵ 食品表示110番：食品表示に関する情報や食品表示制度に関する質問を受け付けるため、県に設置されている専用ダイヤル。

¹⁶ 食品表示ウォッチャー：日常の買い物などを通して、食品表示の状況をモニターするとともに、食品表示法に基づく食品の品質表示基準に違反している疑いがある表示を発見した場合や、不適正な表示に関する情報を入手した場合は、県に報告するよう県が委嘱している者。

¹⁷ 食品表示専門員：食品表示に関する相談、苦情、違反情報などを受け付けるとともに、その情報等に基づいて店舗点検などの監視・指導を実施する職員。

対象とした監視指導の実施が必要な場合は、随時、厚生労働省が示す方針を踏まえて実施する。

4 違反を発見した場合の対応

- ・ 立入検査により、食衛法等の規定による施設基準の違反、製造基準の違反等が発見した場合は、改善指導を行う。
- ・ 収去検査の結果、違反が発見された場合は、当該食品等について、販売の用に供し、又は営業上使用されないよう、必要に応じて関係都道府県等と連携し、廃棄、回収等の措置を速やかに講ずる。
- ・ 食衛法の違反事例については、必要に応じて食衛法第 59 条、第 60 条、第 61 条又は食品表示法第 6 条の規定に基づく処分を行い、悪質な事例については告発をするとともに、食品衛生上の危害の状況を明らかにするため、食衛法第 69 条の規定に基づき、食衛法又は食衛法に基づく処分に違反した者の名称、対象食品、対象施設等を随時公表する。そのほか、食品表示法第 7 条に基づき、公表をする。ただし、違反が軽微であって、かつ、当該違反について直ちに改善が図られた者は、公表の対象から除くものとする。
- ・ 違反者の名称等の公表に際しては、県の講じた措置の内容、違反原因及び改善状況についても、判明し次第、公表する。

第 6 食中毒等健康危害発生時の対応

1 食中毒発生時の対応

- ・ 食中毒発生時には、国が定めた「食中毒処理要領」、「食中毒調査マニュアル」及び県が定めた「岩手県食中毒対策要綱」に基づき原因究明調査を行う。
- ・ 必要に応じて、感染症担当、水道担当等関係部局と連携し対応する。
- ・ 被害拡大防止のため、必要に応じて、食品等事業者及び県民に対して速やかに情報を公表する。
- ・ 事案の悪質性、組織性、緊急性、広域性等を総合的に勘案し、繰り返し食中毒を発生させる等の事案には、告発等の厳正な措置を講じる。
- ・ 被害が大規模かつ広域に及ぶおそれがある場合等は、「食の安全安心関係危機管理対応指針¹⁸」に基づき、関係機関・関係部局はもとより、関係自治体と緊密な連携を図り、迅速かつ適切に対応する。

2 指定成分等含有食品及び機能性表示食品等による健康被害発生時の対応

- ・ 食衛法第 8 条第 1 項の規定に基づく指定成分等含有食品を取り扱う営業者から当該食品等が人の健康に被害を生じ、又は生じさせるおそれがある旨の情報の届出があった場合及び食衛法施行規則別表第 17 の規定に基づく機能性表示食品、特定保健用食品等を取り扱う営業者から当該食品等が健康被害の発生及び拡大のおそれがある旨の情報の届出があった場合は、厚生労働大臣への報告を行う。

第 7 食品等事業者自らが実施する衛生管理の推進

1 食品衛生管理者等の設置

¹⁸ 食の安全安心関係危機管理対応指針：岩手県危機管理対応方針（平成 12 年 2 月 10 日制定）に基づき、食の安全安心に係る危機事案に対し、県における情報連絡体制の整備、食の安全安心危機管理連絡会議及び関係部局の対応等を定めたもの。

- ・ 食衛法の規定に基づき食品衛生管理者¹⁹を置かなければならない場合は、営業者に対し、食品衛生管理者を確実に設置させるとともに、食品衛生管理者の意見を尊重し、製造又は加工を衛生的に管理するよう指導する。
- ・ 上記以外の場合にあっては、営業者に対し、食衛法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 23 号）別表第 17 の規定に基づき食品衛生責任者²⁰を選任し、その製造・加工、調理等を衛生的に管理するよう指導する。
- ・ ふぐを処理する営業者に対して、ふぐ処理者²¹又はその者の立会いの下に他の者がふぐを処理することを徹底するよう指導する。
- ・ と畜場法の規定に基づく衛生管理責任者²²及び作業衛生責任者²³並びに食鳥検査法の規定に基づく食鳥処理衛生管理者²⁴については、各法令に基づき、確実に設置させるとともに、衛生管理責任者等の意見を尊重し、処理等を衛生的に管理するよう指導する。

2 食品等事業者の責務に係る指導

- ・ 食品等事業者に対し、販売食品等の安全性に係る知識及び技術の習得、原材料の安全性の確保、自主検査の実施、必要な記録の作成・保存等の食品等事業者の責務について指導・助言を行う。なお、生産者に対する指導・助言にあたっては、必要に応じて農林水産部と連携して行う。
- ・ 広域流通食品を製造する施設を中心に、フードディフェンス²⁵の考え方に基づいた従業員教育及び洗浄消毒剤等の管理について助言する。

3 食品安全サポーターの委嘱

- ・ 食品等事業者自らが実施する衛生管理の導入を促進するため、食衛法第 67 条第 2 項に規定する食品衛生推進員（食品安全サポーター）を委嘱する。

4 模範となる施設等の表彰

- ・ 衛生管理の状況が特に優秀で、他の模範となる施設及び食品衛生功労者については、知事表彰等により顕彰し、自主的な衛生管理の向上に資する。

5 食品等事業者が講ずべき公衆衛生上の措置の普及啓発

- ・ 営業者が自らの営業における食品衛生上の危害要因を正しく認識し、一般的衛生管理に加え、H A C C P に沿った衛生管理を適切に実施できるよう、業種別の講習会を開催する等の方法により支援する。
- ・ 器具又は容器包装を製造する食品等事業者に対し、器具又は容器包装を製造するた

¹⁹ 食品衛生管理者：食品衛生法で資格が定められており、乳製品、食肉製品等の製造、加工の過程で特に衛生上の考慮を必要とする食品を製造する営業施設に設置が義務付けられている者。

²⁰ 食品衛生責任者：本県の食品衛生法施行条例に基づき、食品衛生上の管理にあたる者として、許可を要する営業施設（食品衛生管理者を置かなければならない施設を除く。）への設置が義務付けられている者であり、調理師等の有資格者若しくは講習会で必要な過程を修了している必要がある。

²¹ ふぐ処理者：「食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令」（令和元年厚生労働省令第 68 号）による改正後の食品衛生法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 23 号）別表第 17 第 1 号において規定する、ふぐの種類の鑑別に関する知識及び有毒部位を除去する技術等を有すると都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長（以下「都道府県知事等」という。）が認める者又は都道府県知事等がこのガイドラインを踏まえ定める条例等の施行の時点で現に、従前の認定に係る要件（以下「既存認定要件」という。）に基づきふぐの処理を行うことを都道府県知事等が認めていた者。

²² 衛生管理責任者：と畜場法で資格が定められており、と畜場の衛生的に管理させるため、と畜場毎に設置が義務付けられている者。

²³ 作業衛生責任者：と畜場法で資格が定められており、獣畜のとさつ又は解体を衛生的に管理させるため、と畜場毎に設置が義務付けられている者。

²⁴ 食鳥処理衛生管理者：食鳥検査法で資格が定められており、食鳥処理を衛生的に管理させるため食鳥処理場毎に設置が義務付けられている者。

²⁵ フードディフェンス：悪意を持った者による危害因子の意図的な混入・汚染を防止し、食品の安全を確保すること。

めの一般的衛生管理、製造管理基準に沿った衛生管理及び事業者間の適切な情報伝達
が実施できるよう支援する。

第8 県民との情報及び意見の交換等

1 結果の公表

- ・ この計画の実施結果については、その概要を令和8年6月までにホームページ等において公表する。
- ・ 夏期、年末その他必要と認められる期間については、当該期間における実施結果についても、その概要を速やかにホームページ等において公表する。

2 食品等による健康被害発生防止のための情報及び意見の交換（リスクコミュニケーション）

- ・ パンフレット、広報紙等を活用し、食の安全に関する情報を広く県民に対し提供する。
- ・ 食品等事業者向けの講習会の実施、出前講座への職員の派遣等により、食の安全に係る知識等の普及を図る。
- ・ ホームページやSNSにおいて、食中毒予防の方法、食品の放射性物質検査結果、最新の食品安全情報、食品等の自主回収²⁶等の情報を提供する。
- ・ シンポジウムの開催や出前講座等を通じて、食の安全に関する情報を積極的に発信するとともに、質問、意見等を受け付ける等相互に意思疎通を図ることにより、食の安全安心に対する理解を図る。

第9 人材の養成及び資質の向上

1 監視指導を行う職員の資質の向上

- ・ 計画に基づく必要な監視指導が実施できるよう、保健所、食肉衛生検査所及び環境保健研究センターの体制を整備するとともに、関係部局と連携して、食品衛生監視員、と畜検査員等の人員確保を図る。
- ・ 厚生労働省が主催する各種研修会等に職員を派遣するとともに、当該派遣職員による伝達講習を行い、職員の再教育を実施する。
- ・ 新採用職員や新たに食品衛生行政に携わる職員に対する研修を計画的に実施する。

2 食品衛生責任者等の養成及び資質の向上

- ・ 食品衛生責任者の養成講習会を、（一社）岩手県食品衛生協会と連携して開催する。
- ・ 各保健所において、営業許可更新時等に食品衛生に係る最新の知見を習得するための実務講習会を実施し、食品等事業者の資質の向上を図る。
- ・ 食品等事業者等から自主的な講習会等への講師派遣の要請があった場合は、積極的にこれに応ずる。

²⁶ 自主回収：食品衛生法及び食品表示法に基づき、食品等事業者が自主的に食品等の回収を行うもの。

別表 1 食品群別監視指導の概要

次表の第1欄に掲げる食品群の区分ごとに、第2欄～第4欄に掲げる食品供給行程（フードチェーン）の各段階の区分に応じて、各欄に掲げる事項に重点を置いた監視指導を実施する。

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
区分	採取、とさつ及び解体、食鳥処理等（採取等の後の保管も含む。）	製造及び加工（とさつ及び解体並びに食鳥処理を除く。）	貯蔵、運搬、調理及び販売
食肉、食鳥肉及び食肉製品	- 健康な獣畜又は家きんのと畜場又は食鳥処理場への搬入の推進 - 獣畜及び家きんの病歴を踏まえたと畜検査及び食鳥検査の実施 - 枝肉、中抜きとたい等の微生物検査による衛生的な処理の検証の実施 - 牛及びめん山羊の特定部位²⁷（牛の脊柱を除く。）の確実な除去の検証の実施 - と畜場の設置者又は管理者が作成した特定部位の分別管理等の標準作業書に沿った管理が実施されていることの確認 - と畜場及び食鳥処理場における動物用医薬品等の投与歴を踏まえた残留物質検査の実施 - 認定小規模食鳥処理場²⁸における処理可能羽数の上限の遵守及び確認規程に定める方法に従った厚生労働省令で定める基準適合可否の確認、検証等の実施 - 狩猟しようとする又は狩猟した野生鳥獣の異常の有無の確認の徹底 - 食肉処理施設における解体前の野生鳥獣及び解体後の野生鳥獣肉等の異常の有無の確認の徹底	- 食肉処理施設における微生物汚染の防止の徹底 - 製造又は加工に係る記録の作成及び保存の推進 - 食品等事業者による原材料受入れ時の残留動物用医薬品の検査の実施等による原材料の安全性の確保の徹底 - 特定部位の分別管理が適切に行われていること及び脊柱が適切に除去されていることの確認 - 食肉処理施設で解体された野生鳥獣肉の使用の徹底	- 枝肉及びカット肉の流通管理（保存温度、衛生的な取扱い等）の徹底 - 加熱調理の徹底 - 食肉処理施設で解体された野生鳥獣肉の使用の徹底

²⁷ 特定部位：とさつ・解体時に、牛については、扁桃及び回腸（盲腸との接続部分から二メートルまでの部分に限る。）並びに月齢が三十月を超える牛の頭部（舌、頬肉、皮及び扁桃を除く。）及び脊髄が、めん山羊については、脾臓及び回腸並びに月齢が十二月を超えるめん山羊の頭部（舌、頬肉及び皮を除く。）及び脊髄が除去されている。

²⁸ 認定小規模食鳥処理場：各年度の食鳥の処理羽数が30万羽以下の小規模の食鳥処理場で、食鳥処理業者が都道府県知事等が認めた方法で自主的に異常の有無の確認を行った場合は食鳥検査が免除される。

乳及び乳製品	- 健康な家畜からの搾乳の徹底及び搾乳時における衛生確保（微生物汚染防止等）の徹底 - 搾乳後の温度管理（腐敗及び微生物増殖防止）の徹底 - 生乳についての残留動物用医薬品の検査の実施及び食品等事業者による出荷時検査の推進	- 製造・加工過程における微生物汚染の防止 - 製造・加工に係る記録の作成及び保存の推進 - 食品等事業者による原材料受入れ時の残留動物用医薬品の検査の実施等による原材料の安全性の確保の徹底 - 食品等事業者による飲用乳についての微生物等に係る出荷時検査の徹底	流通管理（保存温度、衛生的な取扱い等）の徹底
食鳥卵	- 鶏舎内の衛生管理の推進 - 食用不適卵の排除の徹底 - 採卵後の低温管理の徹底	- 新鮮な正常卵の受入れの徹底 - 洗卵時及び割卵時の汚染防止の徹底 - 製造・加工に係る記録の作成及び保存の推進 - 汚卵、軟卵及び破卵の選別等検卵の徹底	- 低温保管等温度管理の徹底 - 破卵等の検卵の徹底
水産食品（魚介類及び水産加工品）	- 食品等事業者による二枚貝等の貝毒等に関する検査の徹底 - 生食用カキの採捕海域の衛生状況の確認の徹底 - 漁港等の水揚げ場における衛生的な取扱いの徹底 - 有毒魚介類等の排除の徹底 - 養殖魚介類についての残留動物用医薬品の検査の実施及び食品等事業者による出荷時検査の推進	- 生食用鮮魚介類の衛生管理の徹底 - 製造過程又は加工過程における微生物汚染の防止 - 製造又は加工に係る記録の作成及び保存の推進 - 生食用カキの浄化处理及び採捕海域等の適正表示の徹底 - フグの衛生的な処理の徹底	- 残留動物用医薬品、微生物等の検査の実施 - 水産加工品の流通管理（保存温度、衛生的な取扱い等）の徹底 - 加熱を要する食品についての加熱調理の徹底 - 有毒魚介類等の市場からの排除の徹底 - フグの適正な取扱いの徹底
野菜、果実、穀類、豆類、種実類、茶等及びこれらの加工品（有毒植物及びキノコ類を含む。）	- 生食用野菜、果実等について、肥料等を通じた動物の糞尿由来等の微生物汚染防止の徹底 - 残留農薬検査の実施及び食品等事業者による出荷時検査の推進 - 穀類、豆類等の収穫時のかび毒対策の推進 - 有毒植物等の採取禁止の徹底	- 生食用野菜、果実等の衛生管理の徹底 - 製造又は加工に係る記録の作成及び保存の推進 - 食品等事業者による原材料受入れ時の残留農薬検査の実施等による原材料の安全性の確保の徹底 - 漬物製造過程における微生物汚染の防止	- 残留農薬、汚染物質等の検査の実施 - 穀類、豆類等の運搬時のかび毒対策の推進 - 有毒植物等の市場からの排除の徹底 - 生食用野菜、果実等の洗浄及び必要に応じて殺菌の徹底
全般（放射性物質について）	- 国の出荷制限指示等を踏まえ、基準値を超える食品が流通・販売されないよう適切に措置されていることの確認及び販売施設における監視 - 出荷前の自主的な検査等が適切に実施されていることの確認		

別表2 監視指導に当たって重視すべき事項

1 全体的な事項（HACCP の考え方を取り入れた衛生管理を実施する施設）
(1) 営業者の責務 ア 衛生管理計画を作成しているか イ 必要に応じて手順書を作成しているか ウ 食品取扱者等に教育訓練を実施しているか エ 衛生管理の実施状況を記録し、保存しているか オ 効果を検証し、計画・手順書を見直している
2 一般的な衛生管理に関する事項
(1) 食品衛生責任者の選任 ア 食品衛生責任者を選任しているか
(2) 施設の衛生管理 ア 施設及び周辺の清潔な状態を維持しているか イ 不必要な物品を置いていないか ウ 施設内の内壁、天井及び床を清潔に維持しているか エ 施設内の採光、照明、換気が十分であるか オ 窓及び出入口の管理が適切であるか カ 排水溝の管理が適切であるか キ 便所を清潔に管理しているか
(3) 設備等の衛生管理 ア 機械器具の洗浄・消毒・補修を適切に行っているか イ 計器類・殺菌装置等の定期点検を実施しているか ウ 化学物質を適切に使用・管理しているか エ 手洗設備に必要な備品が備えられているか オ 洗浄設備が清潔に保たれているか
(4) 使用水の管理 ア 水道事業により供給される水又は飲用に適する水を用いているか イ 貯水槽を定期的に清掃しているか ウ 殺菌装置・浄水装置の定期点検を実施しているか
(5) ねずみ及び昆虫対策 ア 定期的な駆除又は調査に基づく防除を実施しているか
(6) 廃棄物及び排水の取扱い ア 廃棄物・排水を適切に処理しているか イ 廃棄物の保管場所を適切に管理しているか
(7) 食品取扱者の衛生管理 ア 食品取扱者の健康状態を把握しているか イ 食品取扱者は衛生的な服装をしているか ウ 食品取扱者は不衛生な行動をしていないか
(8) 検食の実施 ア 検食を保存しているか イ 提供先・時刻・提供数量を記録しているか
(9) 回収・廃棄 ア 回収・廃棄の手順を定めているか
3 HACCP に基づく衛生管理に関する事項（HACCP の考え方を取り入れた衛生管理を実施する施設は対象外）
(1) 危害要因の分析 ア 危害要因の一覧表を作成し、管理措置を適切に定めているか

(2) 重要管理点の決定 ア 重要管理点(CCP)を適切に決定しているか
(3) 管理基準の設定 ア 3 (2)アで定めた CCP に適切な管理基準 (CL) を定めているか
(4) モニタリング方法の設定 ア 3 (3)アで設定した CL のモニタリング方法を適切に定めているか
(5) 改善措置の設定 ア CL 逸脱時の改善措置の内容を適切に定めているか
(6) 検証方法の設定 ア 3 (1)アから(5)アの効果を定期的に検証する手順を定め、実施しているか
(7) 記録の作成 ア モニタリング・改善措置・検証の実施結果の記録があるか
4 その他
(1) 講習会を定期的に受講しているか
(2) 仕入元・出荷先等の記録を保持しているか
(3) 自主検査を実施し、結果を保存しているか

別表3 立入検査年間予定回数

ランク	立入検査回数	対象施設・業種区分等
A	3／年	令和6年度に法違反による行政処分を受けた施設
B	2／年	飲食店営業（大量調理施設、大量調理施設以外の旅館・ホテル、仕出し屋、弁当屋）、乳処理業、特別牛乳さく取処理業、乳製品製造業、食肉製品製造業、乳酸菌飲料製造業、清涼飲料水製造業、菓子製造業（食品が広域流通する施設、以下「広域流通施設」という。）、あん類製造業、アイスクリーム類製造業、集乳業、魚介類せり売営業、魚肉練り製品製造業、食品の冷凍又は冷蔵業（保管業を除く。）、かん詰又はびん詰食品製造業、食肉処理業、そうざい製造業（広域流通施設）、食品の放射線照射業、添加物製造業、水産製品製造業、液卵製造業、冷凍食品製造業、漬物製造業、密封包装食品製造業、複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業、集団給食施設（大量調理施設である病院、社会福祉施設等、学校）、認定小規模食鳥処理場
C	1／年	飲食店営業（大量調理施設以外の食堂・レストラン等）、菓子製造業（広域流通施設を除く。）、魚介類販売業（包装品のみを除く。）、食肉販売業（包装品のみを除く。）、食用油脂製造業、マーガリン又はショートニング製造業、みそ製造業、しょうゆ製造業、ソース類製造業、酒類製造業、豆腐製造業、納豆製造業、めん類製造業、そうざい製造業（広域流通施設を除く。）、氷雪製造業、食品の小分け業、みそ又はしょうゆ製造業、集団給食施設（大量調理施設以外の病院、社会福祉施設等、学校）、許可を要しない添加物製造・加工業、健康食品の製造・加工業
D	1／2年	飲食店営業（Cランク以外の移動食品、屋内簡易食品）、魚介類販売業（包装品のみ）、喫茶店営業（移動食品、屋内簡易食品）、食肉販売業（包装品のみ）、集団給食施設（事業所）、許可を要しない食品の製造業（添加物及び健康食品の製造業・加工業を除く。）

※ と畜場及び食鳥処理場（認定小規模食鳥処理場を除く。）については、別途、策定する外部検証実施計画に基づき立入検査を実施する。

※ 令和3年6月1日以降、喫茶店営業については飲食店営業に、あん類製造業については菓子製造業に、マーガリン又はショートニング製造業については食用油脂製造業に、乳酸菌飲料製造業については乳処理業、乳製品製造業又は清涼飲料製造業に統合され、乳類販売業、食肉販売業（包装品のみ）、魚介類販売業（包装品のみ）食品の冷凍又は冷蔵業（倉庫業のみ）、氷雪販売業、ソース類製造業（冷蔵品のみ）及びかん詰又はびん詰食品製造業（冷蔵品、はちみつ及び酢等*）については届出業種となる。また、魚肉練り製品製造業については水産製品製造業に、食品の冷凍又は冷蔵業（倉庫業以外）については、冷凍食品製造業又は複合型冷凍食品製造業に、そうざい製造業についてはそうざい製造業又は複合型そうざい製造業に、かん詰又はびん詰食品製造業（冷蔵品以外であってはちみつ及び酢等*以外）については、密封包装食品製造業に再編された。

*はちみつ及び酢等 とは

玄米、精米、麦類、そばの実、コーヒー生豆、焙煎コーヒー豆、茶、焙煎麦、はちみつ、乾しいたけ、落花生（生鮮のもの及びゆでたものを除く。）、節類、削節類、焼きのり、乾燥パン粉、ゼラチン、焼ふ、顆粒状又は粉末状の食品、顆粒状又は粉末状の食品を圧縮成形した食品及び顆粒状又は粉末状の食品をカプセルに入れた食品並びにこれらの食品を混合した食品並びに食酢をいう。

※ 上表以外の次の業種については、公衆衛生に与える影響が少ないことから、許可更新時又は実情に応じて立入検査を実施する。

対象施設・業種区分等
飲食店営業（上表以外のバー、自動販売機等）、食品の冷凍又は冷蔵業（保管業）、喫茶店営業（上表以外）、調理の機能を有する自動販売機、営業届出業種（上表以外）、乳さく取業、氷雪採取業

別表 4 収去検査年間予定検体数

食品分類別

食品分類	検体数	検査項目									
		残留動物用医薬品	放射性物質	理化学	微生物	遺伝子組換え食品	添加物	残留農薬	貝毒、シアン	アレルギー物質	計
魚介類その他加工品	85	215	40	0	20	0	22	0	10	0	307
輸入食品再掲	7	172					7				172
食肉、卵及びその加工品	430	1,380	25	6	18	0	18	60	0	0	1,507
輸入食品再掲	8	258					8				266
乳及び乳製品等	65	0	15	88	100	0	0	0	0	0	203
輸入食品再掲	0										0
穀類及び加工品等	100	0	20	0	150	5	27	1,200	0	10	1,412
輸入食品再掲	3						3				3
野菜、果実、漬物等	170	0	80	0	30	0	38	8,400	0	0	8,548
輸入食品再掲	22						2	2,400			2,402
豆腐、そうざい、弁当等	110	0	0	0	576	0	4	0	0	0	580
輸入食品再掲	0										0
その他	40	0	20	0	20	0	58	0	0	0	98
輸入食品再掲	10						10				10
計	1,000	1,595	200	94	914	5	167	9,660	10	10	12,655
輸入食品再掲	50	430	0	0	0	0	30	2,400	0	0	2,853

(注) 検査項目においては、検体が重複する。

検査実施機関別

検査実施機関	検体数	検査項目									
		残留動物用医薬品	放射性物質	理化学	微生物	遺伝子組換え食品	添加物	残留農薬	貝毒、シアン	アレルギー物質	計
環境保健研究センター	646	869	200	94	914	5	167	9,660	10	10	11,929
食肉衛生検査所	354	726									726
計	1,000	1,595	200	94	914	5	167	9,660	10	10	12,655

(注) 検査項目においては、検体が重複する。

別表5 一斉取締り等年間計画

事業名	実施時期	対象業種、施設	実施方法
第1回食品衛生関係施設重点監視	5月～6月	・別表3のBランクの業種 ・同Cランクの集団給食施設の内の学校	・大量調理施設衛生管理マニュアル、施設基準、規格基準、表示基準等への適合状況の確認
食肉の生食等による食中毒発生防止対策	6月～8月	・飲食店（焼肉店、仕出し屋、弁当屋等） ・食肉処理業、食肉販売業	・関係営業施設、集団給食施設等への普及啓発 ・衛生講習会の開催
夏期一斉取締り	7月1日～31日	・大量調理施設 ・漬物を製造する施設 ・乳処理、アイスクリーム類製造施設 ・魚介類、その加工品の製造・処理・販売施設等	・規格基準、表示基準等への適合状況の確認 ・衛生講習会の開催
食品衛生月間	8月1日～31日	・全業種	・広報活動、監視指導の強化、講習会の開催 ・パレード、1日食監、相談室、見学会等の実施 ・消費者等の参加による意見交換会の開催等 ・一般消費者への普及啓発
第2回食品衛生関係施設重点監視	9月～10月	・別表3のBランクの業種 ・同Cランクの集団給食施設の内の社会福祉施設等	・大量調理施設衛生管理マニュアル、施設基準、規格基準、表示基準等への適合状況の確認
ノロウイルス食中毒発生防止対策	11月1日～30日	・飲食店営業等 ・集団給食施設	・関係営業施設、集団給食施設等への普及啓発 ・衛生講習会の開催
年末一斉取締り	12月1日～28日	・大量調理施設（仕出し・弁当屋、旅館等） ・漬物を製造する施設 ・卵、その加工品の製造・調理・販売施設 ・魚介類、その加工品等を提供する飲食店・	・大量調理施設衛生管理マニュアル、施設基準、規格基準、表示基準等への適合状況の確認
収去検査	通年	・県内に流通する食品 ・県内で製造されるゆで卵	・法に基づき実施
野生山菜等の放射性物質モニタリング検査	春期及び秋期	・県内全市町村 ・野生山菜及び野生きのこ	・県指定品目等についてゲルマニウム半導体検出器を用いた検査を実施
食の信頼性確保向上対策	通年	・県民、食品等事業者等	・リスクコミュニケーション ・出前講座への講師派遣

(参考：食品衛生業務年間計画イメージ図)

業務名	野生山菜に係る放射性物質検査	第1回重点監視	食肉の生食等による食中毒予防対策	夏期一斉取締	食品衛生月間	野生きのこに係る放射性物質検査	第2回重点監視	ノロウイルス食中毒発生防止対策	年末一斉取締	収去検査	食の信頼性確保向上対策
4月											
5月											
6月											
7月											
8月											
9月											
10月											
11月											
12月											
1月											
2月											
3月											